

## 【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter

### リスク・マージン (MfR) 、新契約の収益と較正

2009年5月第3号

IASBは4月22日の審議会で、保険会計に関する一連の暫定的決定を新たに行い、新しい保険会計基準（新IFRS）の策定に向けてさらなる前進を図りました。

FASBも5月6日の審議会で同じ議題を取り上げましたが、これは教育セッションであり、決定は行なわれませんでした。FASBは次回 5月18日の保険会計に関する審議会でこれらの議題について決定することになります。

IASBは4月の審議会で、新会計基準に関して主に以下の暫定的決定を行いました。

- ・ 保険者に対して、新契約を獲得 (generate) した時点での収益認識を求める。
- ・ 新契約の収益は、契約獲得のための新契約費とともに、残余マージン(residual margin)の当初較正(initial calibration)を行うため、あるいは契約時損失を認識するための要素を提供する。

### リスク・マージン (MfR)

IASBは、測定属性としての現在出口価格 (CEP) と現在履行価値 (CFV) の最終的な選択をプロジェクトの後段に先送りすることを決定し、2009年2月にIASBスタッフが提示した代替モデル (Insurance Accounting Newsletter第1号を参照) を使って新会計基準の特性を絞り込む作業を続けました。

新IFRSでは、保険契約の当初認識において会計上の利益を認識するべきではない、とする前回までの審議会における暫定的な決定により、モデルの選択肢が絞り込まれ、CEPモデル及びCFVモデルの内、保険契約の当初契約価値 (保険負債) を、顧客との取引価格 (保険料) および契約獲得のための新契約費とは、別個に計算する (結果として初日差額が利益認識される) ことを保険者に求めるモデルが排除されました。

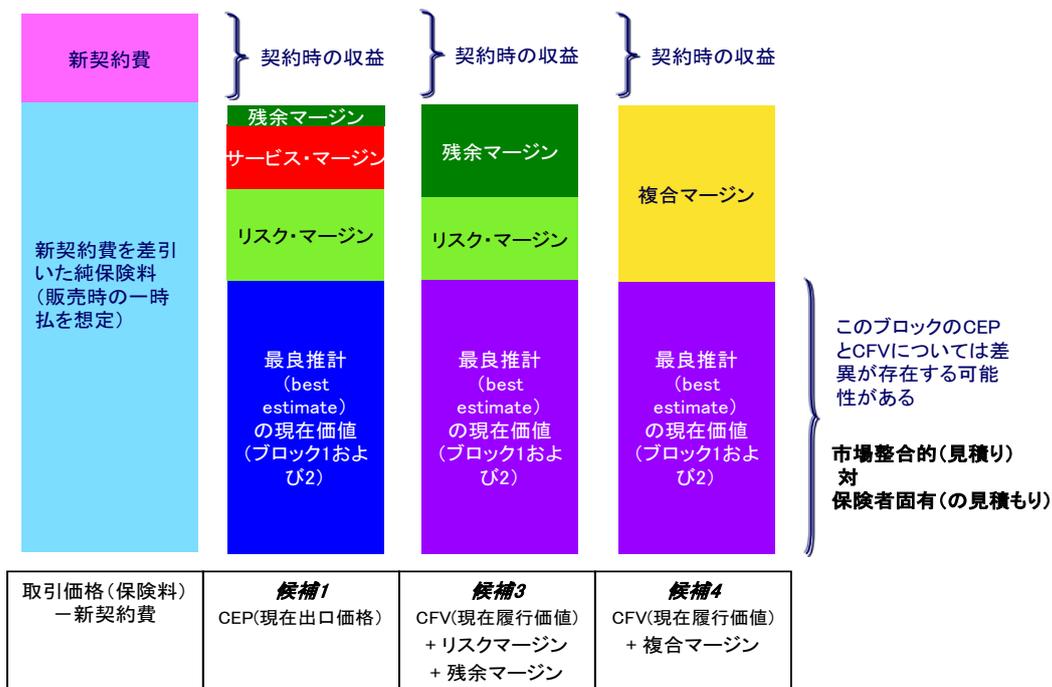
IASBはこの方針を確認し、残りの3モデルを検討しました

- a) 現在出口価格 (CEP) モデル – 市場整合的な基準で計算したリスク・マージン (Margin for Risk、MfR) とサービス・マージン (SM) 、そして契約者との取引価格 (保険料) に合わせて較正された残余マージン (Residual Margin、RM) を含む (IASBスタッフペーパーの候補1)

- b) 第一のCFVモデル – 保険者のリスク負担のコストに基づいた明示的なリスク・マージン (MfR) と取引価格 (保険料) に合わせて較正された残余マージン (RM) を含む (IASBスタッフペーパーの候補3)
- c) 第二のCFVモデル – 保険契約の確率加重された割引見積もり価値 (つまり、「3ブロック」モデルのブロック1とブロック2) を取引価格 (保険料) と比較して計算した複合マージン(composite margin)を含む (IASBスタッフペーパーの候補4)

以下の図1は、既刊の*Insurance Accounting Newsletter*に収載した図を修正したもので、4月の審議会のために準備された補足資料(4月22日のIASB審議会の補足資料[Observer Notes])に従って保険料一時払契約を使用し、現在も検討対象とされている測定(モデルの)候補を示しています。

図1 検討中の測定(モデルの)候補



IASBスタッフは、新IFRSでは常に明示的なリスク・マージン(MfR)の計算を要求すべきであると勧告し、上記c (つまり、IASBスタッフペーパーの「候補4: 複合マージンを含むCFV」)の選択肢を除外することを審議会に提案しました。審議会では、議長の見解により、スタッフの見解に同意することになりましたが、後日発表された暫定的決定に関する公式議事録には、最終決定の前にこの問題についてさらに議論を重ねる必要があると記載されています。

4月の審議会でスタッフの勧告に反対したIASB委員は、勧告を新IFRSに取り入れる前にリスク・マージン(MfR)の本質についてさらに詳しい情報が必要であることを主な反対理由としており、リスク・マージン(MfR)が、新会計基準において不要な要素であると考えている訳ではないと思われます。

審議から明らかな通り、過半数のIASB委員は、マージンが見積もりに潜在する不確実性を示さなければならないことを認めています。支払額が、同じ確率で100か0のいずれかになる保険契約の事例を考えてみましょう。この保険契約と、支払額が同じ確率で51か49のいずれかになる保険契約を比べた場合、後者より前者の負債（リスク・マージン）がより大きく算出されるべきであることは明白です。しかし、どちらの保険契約も、ブロック1とブロック2（注）の帳簿価額は同じになります（すなわち、すべての将来キャッシュフローを確率加重して現在価値を求めるシナリオを用いた場合、現在価値はどちらも50です）。

（注）Block 1は、将来のキャッシュフローの現在の見積もりで、Block2は、貨幣の時間価値（time value of money）を反映した割引を示しています。Block1及び2の合計は、将来のキャッシュフローの現在の割引価値を示しています（Newslettwr Issue 1参照）。

しかし、この二つの保険契約の不確実性を公正/正確に示すには、これらの債務を会計処理するための追加的要素として、リスク・マージン(MfR)が必要になるとみられます。契約後数ヵ月若しくは数年後に保険負債の再測定を行なう場合、財務報告目的における当初契約価格（保険料）の有用性（usefulness）は著しく低下しているため、このリスク・マージンの要素は特に重要になります。

マージンに関するスタッフの勧告に賛成したIASB委員の指摘によると、リスク・マージン(MfR)アプローチは、負担増加契約の負債（onerous contract liability）に関するプロジェクトや活発な市場がない場合の公正価値測定に関するプロジェクトといったIASBのその他のプロジェクトの方向性と整合しています。

IASBスタッフは審議会委員に、MfRとは別個のサービス・マージン（CEPモデルだけの要素）の会計処理とその再測定の問題に関する見解も求めました。審議会委員の多くが求めたのは、明示的に分離されて報告/計算されていない場合であっても、サービス・マージンは、「候補3」のCFVアプローチの残余マージン(RM)（あるいは、「候補4」の複合マージン(composite margin)）に非明示的に含まれているであろうことを新IFRSによって明確にすることでした。MfRとは別個のサービス・マージンをどのように会計処理するか、については決定に至りませんでした。

IASBは、リスク・マージン(MfR)と残余マージン(RM)を保険負債の一部とするか及び分離して開示すべきかについての決定にまだ至っていません。マージンは単に保険者が保

険契約から得る将来利益であるとみているIASB委員は、マージンを保険負債から分離処理することが、マージンの本質をより忠実に示すものになると主張しました。他方、リスク・マージン(MfR)は、保険契約の見積りの不確実性を反映するために必要であるとする委員は、リスク・マージン(MfR)および残余マージン(RM)も保険負債の（不可分の）要素であるとみています。

## 新契約の収益と較正

IASBは、(いわゆる、3つのビルディング・ブロック[将来キャッシュフローの見積もり/貨幣の時間価値/マージン]によって) 計算された金額を、契約開始時に何と比較して較正するかについて審議しました。この点に関し、取引価格から新契約費(Acquisition Cost、AC)を差引いたもの(net premium: 純保険料)を比較対象として使用すべきであるという非常に重要な暫定的決定を行ないました。

審議会後に発行されたIASBアップデートによれば、「審議会では、この目的のための新契約費は保険契約の発行(すなわち、販売、引受及び開始)の増分費用に限定されるべきで、その他の直接費用を含むべきではないとの暫定的決定に至りました。増分費用とは、保険者が保険契約を発行しなければ生じなかった費用です。」となっています。

この暫定的決定はまだFASBによる検討を必要としています。保険契約の新契約費に関するこの定義はIAS第39号の取引費用の定義と整合しています。

IASBでは、新IFRSにおいては販売経路が異なるものの移転される保険リスクが同じ場合、その2つの保険契約の負債は同額になると考え、これを具体的事例とともにIASBスタッフペーパーで説明しています。ここで、リスクが同じ2つの保険契約を考えてみましょう。一つは代理店を通じて価格100、新契約費4で販売され、もう一つはインターネット経由で価格97、新契約費1と安く販売されたとします。それぞれの保険契約のリスクは同じ(この事例ではどちらの見積もり現在価値は90)ですが、販売にともなう新契約費が異なります。IASBは、両方の保険負債が96になるはずであると判断し、保険者の新契約費をカバーするために契約者が支払う保険料が異なる場合であっても、新IFRSでは、会計上は結果として同額の負債を算出されるようなものにすべきであるとの結論に達しました。

さらに詳しく説明するために、上記の保険料一時払契約とは異なる事例を検証してみましょう。下記は、これらの暫定的決定を、保険料平準払の定期保険に当てはめた事例です。一般的に保険料平準払の定期保険では、新契約費は、契約者が支払う初回保険料の数倍になります。

この事例では次のように定義します

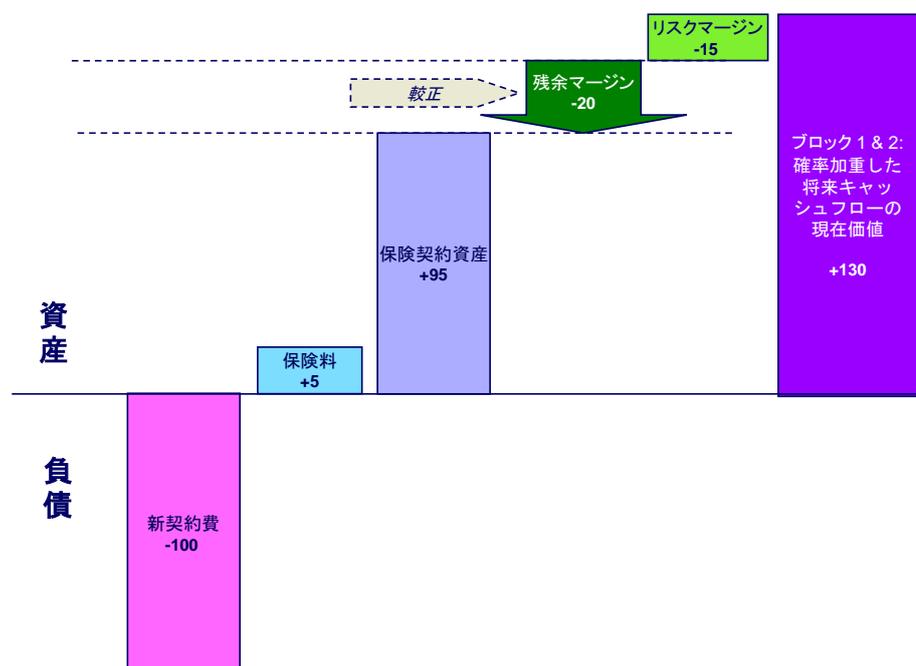
AC	新契約費	100
RP	初回保険料	5
MfR	リスク・マージン	15
ブロック1および2	確率加重した将来キャッシュフローの現在価値（この事例では割引将来保険料が割引将来保険金・費用を上回るため、正味キャッシュインフローとなります）	130
CF	キャッシュフロー	
PV	現在価値	
RM	残余マージン	

下記のグラフで示したこの事例は、今月の審議会で審議される問題、すなわち将来キャッシュフローの現在価値の中の特定の将来保険料を考慮することを制限する問題を考慮していません。

一般的な保険料平準払の定期保険の場合、販売時点では、将来保険料の確率加重現在価値が保険金・費用のそれを上回ります。この事例の場合、このように現在価値を計算すると、資産（マイナスの負債）は130になります。次にこの資産から不確実性の見積もりを反映したリスク・マージンの15を差引きます。サービス・マージンの分離問題を考慮しなければ、3つの柱（ビルディング・ブロック）を純取引価格（保険料5から新契約費100を差引く）に合わせて校正することで生じる残余マージン(RM)の20を認識することにより、保険契約資産はさらに20減少します。

この事例の場合、保険者は新契約の収益として100を認識すると同時に同金額の新契約費が発生し、損益はゼロになります。貸借対照表には保険契約資産95、現預金5、そして代理店借（代理店手数料未払金）として金融負債100が記載されます。

図2 保険料平準払い定期保険



### 契約の境界と次のステップ

IASBとFASBはともに保険契約者の行動と契約の境界（contract boundaries）に関する教育セッションを（それぞれ4月24日と5月6日に）開催しています。このペーパーに示された考え方は、業界グループによる調査研究から発展させたもので、IASBディスカッションペーパー（2007年5月）に示された保証された被保険権利(guaranteed insurability principle)に対する代替案を提示しています。

この新しいアプローチでは、保険者が個別に保険契約を再査定（再引受）できる権利に基づいて、契約の境界を定義しています。この権利の発生が、既存契約と新契約開始の境界になります。既存契約の規定に従って生じるいかなるキャッシュフローも当該契約の測定に算入されます。（注：保険者は契約における個別の権利と義務を会計処理すべきか、それとも契約全体を会計処理すべきかという問題。換言すれば、認識単位は契約全体か、個別の権利義務か、更には認識単位が契約全体の場合、既存契約と新規契約の境界はどこか、という問題。）

このアプローチは「形式よりも実体」を重視するもので、契約の境界を示す日付以後に生じるキャッシュフローは、法律上同じ契約から生じていても、会計処理上の測定から除かれます。

このアプローチはディスカッションペーパーで示された、保険契約者の視点から問題を捉えた「被保険権利」原則とは異なっており、提案された基準は、保険契約者ではなく保険者の権利と義務に重点を置いています。このアプローチについては5月のIASBとFASBの審議会で決定に向けて議論されます。

## 次のステップ

次のステップはIASBの5月21日の審議会です。この審議会では、保険契約者の行動と契約の境界に関連する問題が審議されます。測定に関する審議は6月に継続され、そこでスタッフが日程の修正を示す見通しです。